諮問庁：国立大学法人金沢大学
諮問日：平成２０年３月１２日（平成２０年（独情）諮問第６９号）
答申日：平成２０年１１月１９日（平成２０年度（独情）答申第６５号）
事件名：脳死判定委員会議事録等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１に掲げる文書１ないし文書５９（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，異議申立人が開示すべきとする部分のうち，別紙２に掲げる部分を開示すべきである。

第２　異議申立人の主張の要旨

１　本件異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成２０年１月１１日付け金大総総第１０５８号により国立大学法人金沢大学（以下「処分庁」，「諮問庁」又は「金沢大学」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

２　本件異議申立ての理由

（１）異議申立書の記載

ア　処分庁は，法５条１号及び４号を拡大解釈している。原処分を見直し，不開示部分を最小限に限定して，開示決定すべきである。

イ　特に，コーディネーター名や院内医療関係者名は，公務で，かつ，臓器移植法に基づく責任ある業務を行っていることを考えると不開示は不当である。

ウ　判定記録書も最大限開示すべきであり，現状では，公平・公正な判断がされたか検証すらできない。

エ　受託研究種目名，その内容，議事内容を不開示としたのは不当である。

オ　脳波記録についても，テスト波形や設定記録が残っている部分など患者の実測値以外まで不開示としているのは不当である。

（２）意見書の記載

ア　患者に関する情報について

性別，年齢等はこれまでの移植事例で公表されているし，開示することで，故人となった患者の権利利益を害することにはならない。

診断名，脳波記録，術前・術後の身体状況等は，死亡した患者にとって生命にかかわる情報であり，法５条１号ただし書口に該当し，不

開示は不当である。

脳波測定記録には，患者を実測したものとテスト記録したもの，又はそれ以外に記録したものなどが存在すると考えられるが，すべて不開示となっている。当時記録したすべてを開示の対象として判断すべきである。

イ　移植コーディネーターに関する情報について

コーディネーターの氏名やサイン代わりに使っている印影は，法５条１号ただし書ハに該当し，また，故人となった患者にとって生命にかかわる情報であり，同号ただし書ロに該当するものとして開示すべきである。

ウ　学生の氏名について

法５条１号ただし書ハに該当し開示すべきである。

エ　看護師及び臨床検査技師に関する情報について

看護師や検査技師は役職が無くても法人職員としての公務を行っているのであり，法５条１号ただし書ハに該当し，看護記録等は，法律により作成及びサインが義務づけられており，サインやサイン代わりに使う印影等は不開示の対象外である。

諮問庁は，法５条４号も主張するが，理由が具体的でなく理解に苦しむ。

オ　医学倫理委員会の申請課題及び審議内容について

諮問庁の言う「おそれ」は口実にすぎず，裏付けのないものであり，不開示部分は最小限に限定すべきである。

カ　患者の氏名，生年月日，住所，家族構成等についての不開示は理解できる。

キ　患者の家族に関する情報については，諮問庁の説明に同意する。

ク　脳波計メーカーの担当者名・役職，法人の認証を示す印影等は，不開示に同意する。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件対象文書について

本件対象文書は，臓器移植法に基づき，平成１８年５月に本学医学部附属病院にて実施された脳死判定及び平成１９年４月に厚生労働省の実地検証によって判明した当時の脳波記録の紛失に係る文書である。

具体的に特定した文書は，別紙１（文書１ないし文書５９）のとおりである。

２　不開示とした部分及び理由について

本件対象文書において不開示とした部分及びその理由は，以下のとおりである。

（１）患者の氏名，年齢，性別，生年月日，血液型，身長，体重，住所，職業，ＩＤ，家族構成，病室番号，受診した他の医療機関名，患者側の意思表示に係る部分（臓器提供の意思を除く。），病名，症状，脳波記録，術前・術後の身体状況，診療内容及び診療経過が記録されている部分

当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報である。特に，個人の生命，身体，健康等に直接かかわる情報及びその家族の意思表示に係る情報は，極めて機微にわたる私的な情報であり，仮に患者の個人識別部分を除いたとしても，このような情報を公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報である。

また，このような情報は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

よって，法５条１号に該当する。

なお，臓器移植当時に，新聞やテレビ等で患者の性別，年齢（○歳代），病名及び提供された臓器の名称が報道された事実があるが，１年半を経過し，さらに，本学附属病院における脳死判定はこれまで本件１件のみであるという特殊な事情にもかんがみ，今回の開示請求では不開示とした。

また，異議申立人は，特に脳死判定記録書及び脳波記録について，法に基づき公平，公正な判断がされたかどうかを検証するため最大限開示すべきと主張しているが，このような情報は，個人の生命，身体状況そのものを示すものであり，第三者に公にすべき性質のものではなく，個人識別部分を除いたとしてもこのような情報をたとえ一部でも公にして流通過程に置くことは，個人の権利利益を害するおそれがあると認められ，不開示が相当である。

（２）患者の家族の氏名，続柄，住所及び印影が記載されている部分

当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報である。このような情報は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

よって，法５条１号に該当する。

（３）移植コーディネーターの氏名，印影及び職名が記載されている部分

当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報である。このような情報は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

よって，法５条１号に該当する。

なお，学内コーディネーターについては，本学職員のため，職名のみ開示する。

（４）学生の氏名が記載されている部分

当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であり，法５条１号に該当する。

（５）看護師（看護部長及び看護副部長を除く。）及び臨床検査技師の氏名，印影及び略歴が記載されている部分

当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報である。

当該看護師及び臨床検査技師は，現在も本院で勤務しており，その氏名を公にすることにより無用の憶測を招き，患者との信頼関係を損なうおそれがあり，その職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって，法５条１号及び４号に該当する。

ただし，看護部長及び副看護部長の氏名については，管理職手当が支給されている職であり，また職務上の管理監督者の職にあるという重要な職務に照らし，開示する。

また，医師の氏名については，医療法１４条の２において，病院管理者は，当該病院において診療に従事する医師の氏名を当該病院の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていることから，開示する。

（６）医学倫理委員会の申請課題及び審議内容（脳死判定に係るもの以外）が記載されている部分

当該情報は，これを公にすると，その記述から研究内容を類推されること等により，知的財産を確保できなくなるおそれがあり，研究の公正な遂行を不当に害するおそれがあり，法５条４号に該当する。

（７）脳波計のメーカーに係る情報のうち，担当者の氏名，役職名及び印影が記載されている部分

当該情報のうち，担当者の氏名及び役職は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であり，法５条１号に該当する。

また，印影は，押印された文書が法人の行為として真正なものであることを示す認証的機能を持ち，法人の権利利益の得失等に関わる書類の作成等に利用されるものであることから，これを公にした場合，当該印影が偽造され悪用されることが考えられるなど，当該メーカーの正当な利益を害するおそれがあり，法５条２号に該当する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成２０年３月１２日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年４月１４日　　異議申立人から意見書を収受

④　同年７月２８日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年１０月１７日　　審議
⑥　同年１１月１７日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は，金沢大学医学部附属病院で実施された特定の臓器移植事例（以下「本件事例」という。）に係る文書であり，具体的には別紙１に掲げる文書１ないし文書５９である。

臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）では，医師は，移植術に使用されるための臓器が摘出される者の脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったとの判定，臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下「判定等」という。）を行った場合には，判定等に関する記録を作成し，5 年間保存しなければならないとされている（６条２項，１０条１項及び２項）。

本件対象文書として特定された文書は，主に，本件事例に係る①判定等に関する記録として作成された文書（別紙１の１に掲げるもの），②金沢大学医学倫理委員会での審議資料等（別紙１の２に掲げるもの），③脳波測定記録の紛失について調査審議等を行った調査委員会資料等（別紙１の３に掲げるもの）及び④その報告書等（別紙１の４に掲げるもの）である。

処分庁は，本件対象文書のうち，ⅰ）患者の氏名，年齢，性別，生年月日，血液型，身長，体重，住所，職業，ＩＤ，家族構成，病室番号，受診した他の医療機関名，患者側の意思表示に係る部分（臓器提供の意思を除く。），病名，症状，脳波記録，術前・術後の身体状況，診療内容及び診療経過，ⅱ）患者の家族の氏名，続柄，住所及び印影，ⅲ）移植コーディネーターの氏名，印影及び職名，ⅳ）学生の氏名，ⅴ）看護師（看護部長及び看護副部長を除く。）及び臨床検査技師の氏名，印影及び略歴，ⅵ）医学倫理委員会の申請課題及び審議内容（脳死判定に係るもの以外）並びにⅶ）脳波計のメーカーに係る情報のうち担当者の氏名，役職名及び印影が記載されている部分について，法５条１号，２号及び４号に該当するとして不開示とする原処分を行っており，諮問庁も原処分を妥当としている。

異議申立人は，意見書において，上記ⅰ）のうち患者の氏名，生年月日，住所，家族構成等については不開示は理解できる，ⅱ）については諮問庁の説明に同意する，ⅶ）についても不開示に同意するとしており，当該部分については異議を申し立てていないものと認められるので，以下，本件対象文書を見分した結果等を踏まえ，当該部分を除いた部分の不開示情報該当性について検討する。

2　不開示情報該当性について

（１）患者に関する情報

ア　臓器提供患者に係るもの

（ア）法５条１号本文前段該当性

本件事例は，金沢大学医学部附属病院において，臓器移植法に基づき脳死判定後に行われた特定患者に係る臓器移植の事例であり，本件対象文書には，臓器提供した特定患者の氏名やその属性に係る情報，脳死判定に至るまでの病状に係る情報等が詳細に記載されている。

諮問庁は，患者の年齢，性別，血液型，身長，体重，職業，ＩＤ，病室番号，受診した他の医療機関名，患者側の意思表示（臓器提供の意思表示を除く。）に係る部分，病名，症状，脳波記録，術前・術後の身体状況，診療内容及び診療経過が記載されている部分は，法５条１号に該当し，不開示が妥当であるとしている。

本件対象文書の中には，患者の氏名等が記載されていない文書が含まれているものの，本件対象文書はいずれも特定患者の脳死判定・臓器移植に係る文書であることは明らかであることから，上記部分は，一体として特定患者に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

（イ）法５条１号ただし書イ該当性

上記のような患者に関する情報については，通常これを公にし，又は公にすることを予定する慣行等は認められない。

臓器移植法１０条で作成を義務付けている判定等の記録についても，同条３項において臓器を提供した遺族等の閲覧請求に関する規定が設けられているものの，「逐条解説臓器移植法」（厚生省保健医療局臓器移植法研究会監修。平成１１年３月発行）では，「プライバシーの問題もあるので，外部からの閲覧請求に応じることは基本的には慎重を期す必要がある」とし，閲覧できる遺族等の範囲を限定しつつ，閲覧を行う場合も「個人のプライバシーの侵害等第三者を害するようなことのない範囲」で行うこととされており，当該情報を一般に公にするものとはしていないと認められる。

ところで，脳死下での臓器提供事例については，厚生労働省が，有識者で構成される検証会議により検証作業を行い，当該検証の結果を公表しているところ，本件事例の検証結果についても，厚生労働省のホームページに掲載されていることから，当該公表されている情報と上記不開示部分との関係について検討する。

この検証作業は，臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定措置として行われているものであり，諮問庁から提示を受けた「脳死下での臓器提供事例に係る検証項目及び検証手続について」(平成１２年３月２２日脳死下での臓器提供事例に係る検証会議決定）によれば，脳死下での臓器提供事例に係る検証会議は，①臓器提供者に対する救命治療の状況，②臓器提供者に対する臨床的脳死診断，法的脳死判定から臓器摘出に至るまでの状況及び③社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の行ったあっせん業務の状況について検証することとされ，検証結果については，厚生大臣（当時）に報告し，当該報告した内容を公表することとされている。ただし，公表する内容については，「事前にドナーの家族の承諾を得る。」とされている。

厚生労働省のホームページで公表されている本件事例に係る検証結果報告を見ると，特定患者の氏名，住所，年齢等特定の個人を識別することができる情報は公表されておらず，当該患者に対する治療，診断，脳死判定に至る経過やその評価が具体的なデータと共に記載されている。

そうすると，検証結果としてホームページに掲載されている患者に関する情報は，現に公にされているものとして法５条１号ただし書イに規定する「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当するとも考えられる。

しかし，当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば，公表されている検証結果は，あくまでも検証作業の結果を明らかにするために，個人識別性を排除した上で「事例」として別途取りまとめられたものであって，具体的には，その検証作業に使用された本件対象文書等の記録を基にしつつも，当該記録の一部を抽出したり要約するなどの加工を施して，特定患者の情報という性格を持たない文書として作成されたものであり，検証会議の報告書としての形式の限りにおいて，事前にドナーの家族の承諾を得て公表されたものであるとのことである。

このことを踏まえれば，診療情報という極めて機微な個人情報については，「事例」として別途加工された情報とその基となった文書に記載されている患者の診療等の情報は同一のものとは認められず，当該「事例」において各種のデータが公表されているからといって，本件対象文書に記載された特定患者の診療情報が公にされていると言うことはできない。

以上のことから，本件対象文書に記載されている特定患者に関す

る情報について，これを公にし，又は公にすることを予定する慣行等があるとは認められないので，法５条１号ただし書イには該当しないものと認められる。

（ウ）法５条１号ただし書ロ及びハ該当性

異議申立人は，診断名，脳波記録，術前・術後の身体状況等は，死亡した患者にとって生命にかかわる情報であり，法５条１号ただし書ロに該当し，不開示は不当と主張している。

しかしながら，法５条１号ただし書ロは，生存している人の生命等を保護するために公にすることが必要である場合について規定したものであることから，異議申立人の上記主張は失当である。

また，同号ただし書ロ及びハに該当する事情は存しない。

（エ）法６条２項による部分開示の可否について

患者の年齢，性別，血液型，身長，体重，職業，ＩＤ及び病室番号は，一体として法６条２項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）に該当することから，部分開示することはできず，不開示が妥当である。

また，受診した他の医療機関名，患者側の意思表示（臓器提供の意思表示を除く。）に係る部分，病名，症状，脳波記録，術前・術後の身体状況，診察内容及び診療経過については，通常他人に知られたくない当該患者の極めて機微にわたる私的な情報であり，公にすることにより，個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから，部分開示することはできず，不開示が妥当である。

一方，別紙２の１に掲げる部分に記載されている脳波検査における電極の設定位置を示す図については，脳波検査を行う場合の一般的な設定位置を示しているにすぎず，公にしても特定患者の権利利益が害されるおそれはないと認められるので，開示すべきである。

イ　その他の患者の氏名等

本件対象文書には，特定患者以外の患者の氏名，ＩＤ番号及び治療に関する情報が記載されている部分がある。

これらは，各患者に係る法５条１号本文前段の個人を識別することができる情報に該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また，患者の氏名及びＩＤ番号は，一体として個人識別部分であるから部分開示はできず，治療に関する情報についても，公にすることにより，当該患者の権利利益を害するおそれがあると認められるため，部分開示をすることはできない。

諮問庁は，さらに，文書５２④の本件事例以外の業務に係る業務報告用掲示板に記載されている患者の治療に関する情報，民間業者の技師等の氏名並びに掲示板への報告者及び報告内容に関連して記載されている職員の氏名等についても，患者に係る情報として法５条１号により不開示とすべきとしているので，この点について検討する。

当該事項のうち，患者に関する情報については，特定個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため，法５条１号本文後段の情報に該当するところ，同号ただし書イないしハには該当しないことから，不開示としたことは妥当である。

民間業者の氏名については，法５条１号本文前段の個人を識別することができる情報に該当し，同号ただし書イないしハに該当しないことから，不開示としたことは妥当である。

当該掲示板への報告者及び報告内容に関連して記載されている職員の氏名については，下記（４）で検討する者の氏名と同様の理由により，不開示としたことは妥当である。

一方，当該掲示板に記載されている事項のうち，上記で不開示が妥当とした部分以外の，別紙２の２に掲げる部分については，通常の業務状況の報告等が記載されているにすぎず，患者に係る情報とは認められないことから，法５条１号の不開示情報に該当するとは認められず，開示すべきである。

（２）移植コーディネーターの氏名，印影及び職名

臓器移植については，一般に，厚生労働大臣の許可を受けたネットワークに所属する移植コーディネーターと都道府県に配置されている移植コーディネーターとが協力し，移植医療の普及啓発，移植希望の登録，ドナー情報への対応等を行っているところ，本件事例においても，ネットワーク所属のコーディネーターと石川県のコーディネーターが協力して，患者の家族への説明，臓器提供の同意取得等を行っており，本件対象文書には，本件事例にかかわった移植コーディネーター（金沢大学の学内コーディネーターを除く。）の氏名，印影及び職名が記載されている。

諮問庁は，これら情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報には該当せず，法５条１号に該当するとしている。

移植コーディネーターの氏名，印影及び職名は，当該コーディネーターに係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法５条１号ただし書該当性について検討すると,本件事例においては，臓器移植のあっせんにネットワーク中日本支部及び石川県の移植コーディネーターが関与していることは周知の事実であるから，別紙２の３に掲げる部分に記載されている移植コーディネーターの職名については，同号ただし書イに該当すると認められるので，開示すべきである。

その他の部分については，これを公にし，又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるとは認められず，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，これを公にすることが必要であるとする特段の事情も認められない。また，ネットワーク所属のコーディネーターと石川県のコーディネーターは共に法５条１号ただし書ハに規定する公務員等ではないことから，当該情報は同号ただし書イないしハに該当しないものと認められる。

さらに，当該情報は，一体として個人識別部分に該当することから，法６条２項の部分開示をすることはできない。

したがって，移植コーディネーターの氏名，印影及び職名のうち，別紙２の３に掲げる部分以外の部分は，法５条１号の不開示情報に該当すると認められ，不開示としたことは妥当である。

（３）学生の氏名

文書２８においては，脳波測定記録の紛失に係る調査委員会で検討された確認事項等が記載されており，その中に事情聴取する対象として，臨床研修を行っていた学生の氏名が記載されている。

諮問庁は，当該情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報には該当せず，法５条１号に該当するとしている。

事情聴取の対象である学生の氏名については，当該学生に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，これを公にし，又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるとは認められず，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，これを公にすることが必要であるとする特段の事情も認められない。また，当該学生は，法５条１号ただし書ハに規定する公務員等ではないことから，当該情報は同号ただし書イないしハに該当しないものと認められる。

したがって，当該学生の氏名は，法５条１号の不開示情報に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当である。

（４）看護師（看護部長及び看護副部長を除く。）及び臨床検査技師の氏名，印影及び略歴並びに学内コーディネーターの氏名

本件対象文書には，ａ）本件事例に関与した看護師，臨床検査技師及び学内コーディネーターの氏名，印影及び略歴，ｂ）脳波測定記録の紛失についての現場確認に立ち会った看護師の印影並びにｃ）業務報告用掲示板に報告等を記載した看護師の氏名が記載されている。

諮問庁は，これら情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，当該看護師及び臨床検査技師は，現在も本院で勤務しており，その氏名を公にすることにより無用の憶測を招き，患者との信頼関係を損なうおそれがあり，その職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして，法５条１号及び４号に該当するとしている。

ア　氏名及び印影

不開示とされている看護師，臨床検査技師及び学内コーディネーターの氏名及び印影は，法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと認められることから，同号の不開示情報に該当し，同条４号の該当性を判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

イ　略歴

文書５２⑤のうち，脳波測定又は脳波検査に関与した臨床検査技師の陳述書において，陳述した者の略歴が記載されており，現職部分を除いて不開示とされている。

これらのうち，別紙２の４に掲げる部分以外の部分は，当該臨床検査技師に係る法５条１号本文前段の特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当しないものと認められ，不開示としたことは妥当である。

一方，別紙２の４に掲げる部分については，当該臨床検査技師が金沢大学において臨床検査技師として勤務した旨の記録であって，法５条１号ただし書ハに該当すると認められるので，同号の不開示情報に該当せず，開示すべきである。

（５）医学倫理委員会の申請課題及び審議内容（脳死判定に係るもの以外）が記載されている部分

文書２０においては，本件事例について審議した倫理委員会において審議された他の議題の審議状況が記載されており，諮問庁は，研究の公正な遂行を不当に害するおそれがあるため，法５条４号に該当するとしている。

当審査会において文書２０を見分したところ，別紙２の５に掲げる部分以外の部分に記載されている情報は，金沢大学における独自の研究テ

ーマ等であって，これを公にすると，その記述から研究内容を類推されること等により，知的財産を確保できなくなり，研究の公正な遂行を不当に害するおそれがあると認められるため，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

一方，別紙２の５に掲げる部分には，一般的な検討課題・研究テーマやそれに対する審議，事務手続等が記載されているのみで，これを公にしても，知的財産の確保が困難になる等により，金沢大学における研究の公正な遂行を不当に害するがい然性は低いものと認められる。

したがって，別紙２の５に掲げる部分は，法５条４号の不開示情報に該当するとは認められず，開示すべきである。

３　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号，２号及び４号に該当するとして不開示とした決定については，異議申立人が開示すべきとする部分のうち，別紙２に掲げる部分は，同条１号及び４号に該当しないと認められるので，開示すべきであるが，その余の部分は，同条１号及び４号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　戸澤和彦，委員　久保茂樹，委員　新美育文

別紙１

１　臓器移植法に基づき実施された第４６例目について，臓器提供に関して作成された文書（同意書，判定表等を含む。）

文書の名称等	文書番号
第１回脳死判定委員会議事要旨について（通知）	文書１
外来初診記録	文書２
診察記事	文書３
看護サマリ	文書４
ドナーカード	文書５
脳死判定承諾書	文書６
臓器摘出承諾書	文書７
脳死下臓器提供４０例の平均所要時間	文書８
金沢大学医学部附属病院脳死判定委員会に関する要綱	文書９
金沢大学医学部附属病院臓器移植にかかわる脳死判定指針及び基準	文書１０
金沢大学医学部附属病院臓器移植にかかわらない脳死判定指針及び基準	文書１１
脳死判定委員会委員	文書１２
脳死判定者有資格者	文書１３
文部省への情報提供について	文書１４
第２回脳死判定委員会議事要旨について（通知）	文書１５
脳死判定記録書	文書１６
死亡診断書	文書１７
脳死判定の的確実施の証明書	文書１８
判定結果	文書１９

２　上記事例について開かれた倫理委員会議事録等審議内容が判る文書・資料

文書の名称等	文書番号
金沢大学医学倫理委員会の議事について	文書２０
脳死判定及び臓器提供に関する報告	文書２１
脳死判定承諾書	文書２２
臓器摘出承諾書	文書２３
脳死判定の的確実施の証明書	文書２４
金沢大学医学倫理委員長からの報告（供覧）	文書２５
脳死移植に係る倫理上の手続きについて 　医学倫理委員長から医学系研究科長あて 　医学系研究科長から学長あて	 文書２６ 文書２７

3　脳波測定記録紛失について，学内，病院内で議論した内容，会議名称等が判る資料（報告書は除く。）

文書の名称等	文書番号
脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会（５月２７日）	文書２８
脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会（６月１日）	文書２９
脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会（６月２７日）	文書３０
脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会の議事要旨について	文書３１

4　脳波測定記録紛失に伴い，上部機関や政府機関に報告した一切の資料

文書の名称等	文書番号
脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会中間報告	文書３２
資料１：臓器移植に係る脳死判定時の脳波記録　時系列	文書３３
資料２：脳波測定・電磁環境調査測定経緯の報告	文書３４
資料３：電磁環境調査報告書	文書３５
資料４：脳外科でのＩＣＵ患者カルテ・フィルム・脳波の流れ	文書３６
資料５：ＩＣＵにおける診療記録に関する保管及び退院時の整理方法について	文書３７
資料６：脳死判定における脳波記録について	文書３８
資料７：臨床的脳死判定前に記録された EEG	文書３９
資料８：第１回脳死判定時の脳波記録	文書４０
資料９：脳波計機器の特定に関する業者からの回答書	文書４１
資料１０：脳波記録に係る調査・確認集計表 医学部病院建物平面図 写真	文書４２① ② ③
脳死下での臓器提供者の脳波記録の紛失及び調査結果の報告について	文書４３
「脳死下での臓器提供者の脳波記録に係る調査委員会」報告書	文書４４
資料１：委員名簿	文書４５
資料２：脳死臓器移植に関する検証資料フォーマット 脳死判定記録書 判定結果 脳死判定の的確実施の証明書 脳死判定承諾書 臓器摘出承諾書	文書４６① ② ③ ④ ⑤ ⑥
資料３：診療記事（２号紙） 外来初診記録 退院サマリ 看護サマリ	文書４７① ② ③ ④

資料４：予備的脳死判定における脳波のデジタル記録	文書４８
資料５：脳死判定医の供述書	文書４９
資料６：脳死判定における脳波記録について 脳死下臓器提供の経過要約 ＤＯＮＯＲ　ＣＨＡＲＴ１	文書５０① ② ③
資料７：第１回脳死判定時直前の脳波記録の断片	文書５１
資料８：法的脳死判定の脳波測定の実施について 脳波測定・電磁環境調査測定経緯の報告 脳死判定脳波測定の詳細 参考資料 陳述書	文書５２① ② ③ ④ ⑤
資料９：脳死判定前後の他の患者の脳波検査オーダー表 脳波測定記録	文書５３① ②
資料１０：電磁環境調査報告書 電磁界測定データ記入シート 脳波計取扱説明書 日報	文書５４① ② ③ ④
資料１１：脳外科でのＩＣＵ患者カルテ・フィルム・脳波の流れ	文書５５
資料１２：脳波記録に係る調査・確認集計表	文書５６
資料１３：脳波記録第三次捜索票	文書５７
資料１４：金沢大学医学部附属病院脳死判定委員会に関する要綱	文書５８
資料１５：金沢大学医学部附属病院建物配置図・４階平面図	文書５９

別紙２

１　第５の２（１）ア関係
文書３９及び文書４８の各１頁目及び２頁目の四画で囲まれた図の部分

２　第５の２（１）イ関係
文書５２④４頁目の以下を除く部分

区分	該当部分
２つ目の報告事項	１行目の９文字目から１２文字目 ５行目の１７文字目以降 ６行目の１０文字目以降 １０行目の１８文字目から２８文字目まで １１行目の１７文字目から２０文字目
３つ目の報告事項	１行目の９文字目から１７文字目まで ７行目の４文字目から１１文字目まで及び１８文字目から２１文字目まで ２０行目の４文字目及び５文字目，１１文字目及び１２文字目並びに１６文字目以降 ２３行目の６文字目及び７文字目並びに１３文字目以降 ２６行目の６文字目以降 ２７行目の後ろから１０文字目以降 ２９行目の２０文字目及び２１文字目，２７文字目及び２８文字目並びに３２文字目以降 ３１行目の後ろから７文字目以降 ３３行目の９文字目及び１０文字目，１６文字目及び１７文字目並びに２１文字目以降 ３６行目の６文字目及び７文字目並びに１３文字目以降

３　第５の２（２）関係
以下に記載された部分

該当文書	頁	開示すべき部分
文書１	１	１２行目の４文字目から１１文字目まで並びに１９文字目から２１文字目まで １４行目の７文字目から１４文字目まで ２０行目の８文字目から１５文字目まで
文書１５	１	１３行目の４文字目から１１文字目まで １８行目の８文字目から１５文字目まで

文書２８	1	１９行目の３文字目から１４文字目まで
文書２９	1	７行目の５文字目から１６文字目まで
文書３２	3	４行目の２文字目から１３文字目まで
文書３３	1	表の最下段左から３列目の欄の１行目の後ろから３文字目から２行目の５文字目まで
	2	表の２段目左から２列目の欄の７行目の３文字目から１０文字目まで 表の６段目左から２列目の欄の８行目の３文字目から１０文字目まで 表の６段目左から３列目の欄の３行目の３文字目から１０文字目まで 表の６段目左から４列目の欄の１行目の３文字目から１０文字目まで
文書３８	1	１７行目の１４文字目から１６文字目まで ３６行目
文書４４	5	表中，関係者「L」の「職名等」欄の１文字目から２０文字目まで及び関係者「N」の「職名等」欄の１文字目から３文字目まで
	１０	１行目の１１文字目及び１２文字目
文書４６	3	下から５行目の後ろから４文字目及び５文字目
文書５０	1	１７行目の１４文字目から１６文字目まで ３６行目
文書５０②	1	７行目の４文字目から８文字目 ８行目の１文字目から３文字目

４　第５の２（４）イ関係

文書５２⑤の１枚目の５行目及び６行目

５　第５の２（５）関係

文書２０の以下を除く部分

頁	該当部分
2	１６行目の１１文字目から３０文字目まで ２８行目の１０文字目から２１文字目まで
3	受付番号２，４，６及び１２のテーマに係る部分
4	受付番号１５から２０のテーマに係る部分 （１９）受付番号１６のテーマに係る部分